

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき支給する市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次のとおりとする。ただし、第1号から第4号までに掲げる職のうち2以上の職にある者に係る議員報酬月額は、当該職に係る議員報酬月額のうち最も高いものとする。

- (1) 議長 766,000円
- (2) 副議長 727,000円
- (3) 常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長 688,000円
- (4) 常任委員会副委員長及び議会運営委員会副委員長 679,000円
- (5) 前各号に掲げる職にある者以外の市議会議員 669,000円

2 議員報酬は、就職した当月分から辞職、任期満了、失職、除名、議会の解散又は死亡により離職した当月分まで毎月支給する。ただし、当該就職又は離職(死亡によるものを除く。)をした当月分の議員報酬は、当該月の日数を基礎として日割計算により算出した額を支給する。

3 職務の異動に伴い議員報酬の額に差異が生じた場合における当月分の議員報酬は、増額となったときは当該月の日数を基礎として日割計算により算出した額を、減額となったときは前職相当額をそれぞれ支給する。

4 前2項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。

(議員報酬の支給の一時差止め)

第3条 前条の規定にかかわらず、市議会議員に、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束する処分(以下「逮捕等」という。)を受けた期間(1日のうちに逮捕等をされていなかった時間がある日を除く。以下「逮捕等期間」という。)があるときは、当該逮捕等期間に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2 前項の規定によりその支給を一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該逮捕等期間の属する月の日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

3 第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分(以下「議員報酬一時差止処分」という。)を受けた市議会議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該市議会議員に係る議員報酬一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該議員報酬一時差止処分を受けたものがその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に係り現に逮捕されているときその他これを取り消すことが議員報酬一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 議員報酬一時差止処分を受けた市議会議員が当該議員報酬一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件(以下この項及び次条第1項において「議員報酬一時差止処分対象刑事事件」という。)に関し無罪の裁判(無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。)が確定した場合
- (2) 議員報酬一時差止処分を受けた市議会議員について、当該議員報酬一時差止処分対象刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 議員報酬一時差止処分を受けた市議会議員について、当該議員報酬一時差止処分対象刑事事件に起訴をされることなく逮捕等を受けた日の初日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、議員報酬一時差止処分を受けた市議会議員について、当該議員報酬一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該議員報酬一時差止処分を続ける必要がなくなったとして当該議員報酬一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(令4条例15・全改)

(議員報酬の支給制限)

第3条の2 第2条の規定にかかわらず、市議会議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間に係る議員報酬は、支給しない。この場合において、当該議員報酬のうちすでに支給された額があるときは、当該市議会議員は、当該支給された額を返納しなければならない。

- (1) 議員報酬差止処分対象刑事事件に起訴され、有罪の裁判が確定した場合 当該議員報酬一時差止処分に係る逮捕等期間
- (2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該収容された期間

2 前項第2号の規定により支給をしないこととする議員報酬の額は、各月における当該収容された期間の日数に応じて、当該収容された期間の属する月の日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

(令4条例15・追加)

(費用弁償)

第4条 市議会議員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費とする。

3 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の額は、職員の旅費に関する条例(昭和63年枚方市条例第5号)第2条第1号に規定する市長等(次項において「市長等」という。)の例による。

4 前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給方法及び返納について、市長等の例による。

(令元条例37・令7条例20・一部改正)

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する市議会議員に対して、議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給する。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月末満	100分の60
3月末満	100分の30

2 前項に定めるそれぞれの基準日前1月以内に、辞職、任期満了、失職、除名、議会の解散又は死亡により離職した者についても、同項と同様とする。

3 第1項の議員報酬月額は、それぞれの基準日現在(辞職、任期満了、失職、除名、議会の解散又は死亡により離職した者にあっては、当該離職した日現在)において受けるべき議員報酬月額とする。

4 期末手当の支給日は、枚方市職員給与条例(昭和23年枚方市条例第103号)第34条の2第1項に規定する支給日とする。

(平21条例37・平22条例34・平26条例57・平27条例57・平28条例43・令2条例29・令2条例55・令3条例41・令4条例47・令5条例44・令6条例47・一部改正)

(期末手当の支給の一時差止め)

第6条 前条の規定にかかわらず、市議会議員(市議会議員であった者を含む。以下この条及び次条において同じ。)に、基準日以前6月以内の期間において逮捕等期間があるときは、当該逮捕等期間(当該基準日以前6月以内に係る期間に限る。)に係る期末手当の支給を一時差し止めるものとする。

- 2 前項の規定によりその支給を一時差し止める期末手当の額は、当該逮捕等期間(当該基準日以前6月以内に係る期間に限る。)の日数に応じて、当該基準日以前6月以内の期間に係る在職期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第4項に規定する支給日に期末手当を支給することとされている市議会議員が、当該支給日の前日において逮捕等をされ、又は刑事案件の被告人として起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされている場合には、当該期末手当の全額(第1項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「第1項期末手当一時差止処分」という。)を受けている者にあっては、当該第1項期末手当一時差止処分を受けなかったと仮定した場合における期末手当の額から、当該第1項期末手当一時差止処分により差し止められる期末手当の額を減じた額。以下「第3項差止期末手当の額」という。)の支給を一時差し止めるものとする。
- 4 第1項期末手当一時差止処分又は前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「第3項期末手当一時差止処分」という。)を受けた市議会議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該第1項期末手当一時差止処分又は第3項期末手当一時差止処分(以下これらを「期末手当一時差止処分」と総称する。)を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該期末手当一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事案件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが期末手当一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 第1項期末手当一時差止処分を受けた市議会議員が当該第1項期末手当一時差止処分の理由となった行為に係る刑事案件(以下「第1項期末手当一時差止処分対象刑事案件」という。)に関し無罪の裁判(無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。)が確定した場合
- (2) 期末手当一時差止処分を受けた市議会議員について、当該第1項期末手当一時差止処分対象刑事案件又は第3項期末手当一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事案件(以下「第3項期末手当一時差止処分対象刑事案件」という。)につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 期末手当一時差止処分を受けた市議会議員について、当該第1項期末手当一時差止処分対象刑事案件又は第3項期末手当一時差止処分対象刑事案件(以下これらを「期末手当一時差止処分対象事件」と総称する。)に関し起訴をされることなく当該期末手当一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- (4) 第3項期末手当一時差止処分を受けた市議会議員について、当該第3項期末手当一時差止処分対象刑事案件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

5 前項の規定は、期末手当一時差止処分を受けた市議会議員について、当該期末手当一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該期末手当一時差止処分を続ける必要がなくなったとして当該期末手当一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 前項各項に定めるもののほか、期末手当一時差止処分に関する手続については、一般職の職員の例による。

(令4条例15・全改、令7条例20・一部改正)

(期末手当の支給制限)

第7条 第5条の規定にかかわらず、市議会議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期末手当は、支給しない。この場合において、当該期末手当のうちすでに支給された額があるときは、当該市議会議員は、当該支給された額を返納しなければならない。

- (1) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該収容された期間に係る期末手当の額
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた場合 当該基準日に係る期末手当の全額
- (3) 第1項期末手当差止処分対象刑事案件に関し起訴され、有罪の裁判が確定した場合 第1項期末手当一時差止処分に係る逮捕等期間に係る期末手当の額
- (4) 第3項期末手当一時差止処分対象刑事案件に関し起訴され、拘禁刑以上の刑に処せられた場合 当該第3項差止期末手当の額

2 前項第1号の規定により支給をしないこととする期末手当の額は、当該収容された期間の日数に応じて、当該基準日以前6月以内の期間に係る在職期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

(令4条例15・全改、令7条例20・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 枚方市報酬及び費用弁償条例(昭和23年枚方市条例第105号)の一部を次のように改正する。

[次のように]

(枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

3 枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年枚方市条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のように]

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

4 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年枚方市条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のように]

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第1項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは、「100分の195」とする。

(平21条例21・追加)

附 則 [平成21年5月28日条例第21号]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 [平成21年11月30日条例第37号]

この条例中第5条第1項の改正規定(「100分の235」を「100分の220」に改める部分に限る。)は平成21年12月1日から、その他の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則 [平成22年11月30日条例第34号]

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年12月8日条例第57号]

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

附 則 [平成27年12月28日条例第57号]

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成27年12月4日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を実施するための一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)を改正するための法律が施行された場合における当該施行の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条及び附則第3項の規定は同日又は平成28年4月1日のいずれか遅い日から施行する。この場合において、第1条及び第2条の規定が同一の日に施行されるときは、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例は、第1条の規定によります改正され、次いで第2条の規定により改正されるものとする。

[平成28年規則第4号で、同28年1月27日から施行]

2 第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給され

た期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額は、同条の規定の施行の日以後最初の議員報酬の支給の日に支給する。

- 3 第2条の規定が平成28年6月1日後の日から施行されるときは、同条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、同月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額は、同条の規定の施行の日以後最初の議員報酬の支給の日に支給する。

附 則〔平成28年12月8日条例第43号〕

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則〔令和元年12月13日条例第37号〕

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則〔令和2年3月31日条例第29号〕

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則〔令和2年11月30日条例第55号〕

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則〔令和3年11月30日条例第41号〕

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

附 則〔令和4年3月31日条例第15号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年12月13日条例第47号〕

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額があるときは、その差額は、同条の規定の施行の日以後の最初の議員報酬の支給の日に支給する。

附 則〔令和5年12月12日条例第44号〕

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額があるときは、その差額は、同条の規定の施行の日以後の最初の議員報酬の支給の日に支給する。

附 則〔令和6年12月25日条例第47号〕

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額があるときは、その差額は、同条の規定の施行の日以後の最初の議員報酬の支給の日に支給する。

附 則〔令和7年3月11日条例第20号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の改正規定並びに第2条中枚方市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第10項の改正規定(「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。)及び第12条第5項の改正規定(「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。)並びに次項の規定 令和7年4月1日

- (2) 第1条中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条及び第7条の改正規定並びに第2条中枚方市議会の個人情報の保護に関する条例第50条から第52条までの改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和7年6月1日
(費用弁償に係る経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。